

二重価格（割引表示）に関するガイドライン

1. 二重価格について

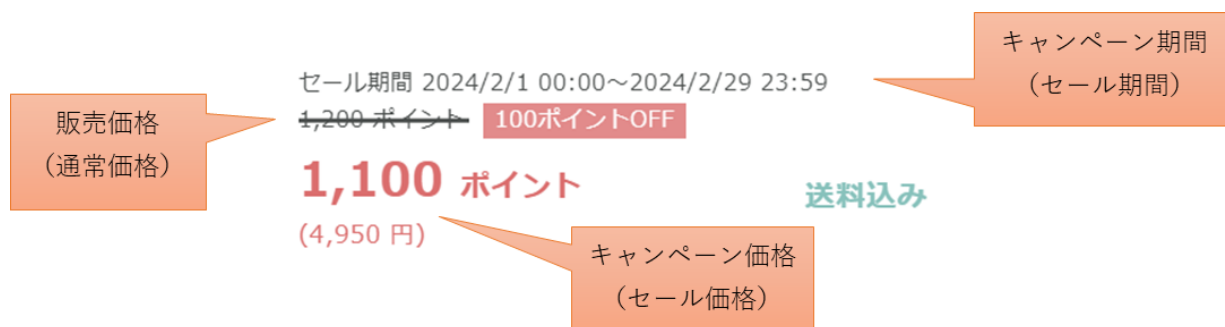
二重価格とは、商品の販売価格とは別に比較対象となる別の価格を同時に表示することを言います。STOREE SAISON ではキャンペーン設定機能で、セール価格として二重価格表示が可能です。二重価格表示を行う場合は、本ガイドラインおよび景品表示法を遵守いただきますようお願いいたします。

2. 本ガイドラインに定める語句の定義

通常価格とは STOREE SAISON おける「販売価格」、セール価格は「キャンペーン価格」をいいます。

「当社企画セール」とは STOREE SAISON が主催となって実施するセールで、「個別セール」とはストアが独自に実施するキャンペーンのことをいいます。

3. 商品ページでの割引表示イメージ



4. 二重価格表示に関するルール

景品表示法を遵守し、セール期間、内容を設定ください。

【参考】[景品表示法](#)

【参考】[不当な価格表示についての景品表示法の考え方](#)

個別セール実施時の申請書(キャンペーン価格設定申請書)は 2024 年 3 月に廃止いたしました。以後、キャンペーン価格での販売に際して、STOREE SAISON 事務局への事前の届け出は不要となります。

当社企画セール (STOREE SAISON 主催) の場合は、さらに詳細なルールを設けております。詳しくは企画への参加募集時にご案内いたしますので、遵守いただきますようお願いいたします。

5、禁止事項

- ・ルールを違反する行為
- ・販売価格を故意に高い価格で設定し、一定期間掲載したのちセールを実施し、あたかも値引きしたかのように見せかける行為
- ・「通常価格」の販売期間が通算2週間未満の、早期割引を行なうこと（※当社が特別認めた場合を除く）
- ・メーカー希望小売価格を記載する場合に以下のような行為を行うこと
 - エビデンス（証明資料）として不十分な資料を用いること
 - メーカー希望小売価格として比較できない例・表現を用いること
 - メーカー希望小売価格として比較ができない価格の設定

6、違反した場合の措置

違反が認められた場合、商品の非公開措置、悪質な場合は契約解除（退店）の措置を取る場合があります。

また、違反が疑われる場合、調査のために設定内容（価格・期間）のエビデンスを求める場合があります。

個別セールにおける法令違反について、当社は一切の責任を負いません。

※当社の見解は、景品表示法を管轄する消費者庁の見解と必ずしも一致するものではなく、エビデンスを掲載することで表示に対する各店舗様の法的責任が免除されることはありません。